



【審査会合資料】

【資料1】

# 新規制基準に係る保安規定 の補正について

令和5年5月29日

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

- 
1. 保安規定補正の概要
  2. 保安規定へ反映すべき事項抽出の再点検
  3. 保安規定補正の内容

# 1. 保安規定補正の概要(1)

令和3年3月16日付け原規規発第2103163号にて認可を受けた原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定について、令和5年2月15日付け熊原第23-008号で変更認可申請した申請書の一部を補正する。

## ○補正内容

- (1) 保安規定の条項記載の見直し
- (2) その他記載の適正化

# 1. 保安規定補正の概要(2)

令和5年3月9日の審査会合において、以下の指摘を受けた。

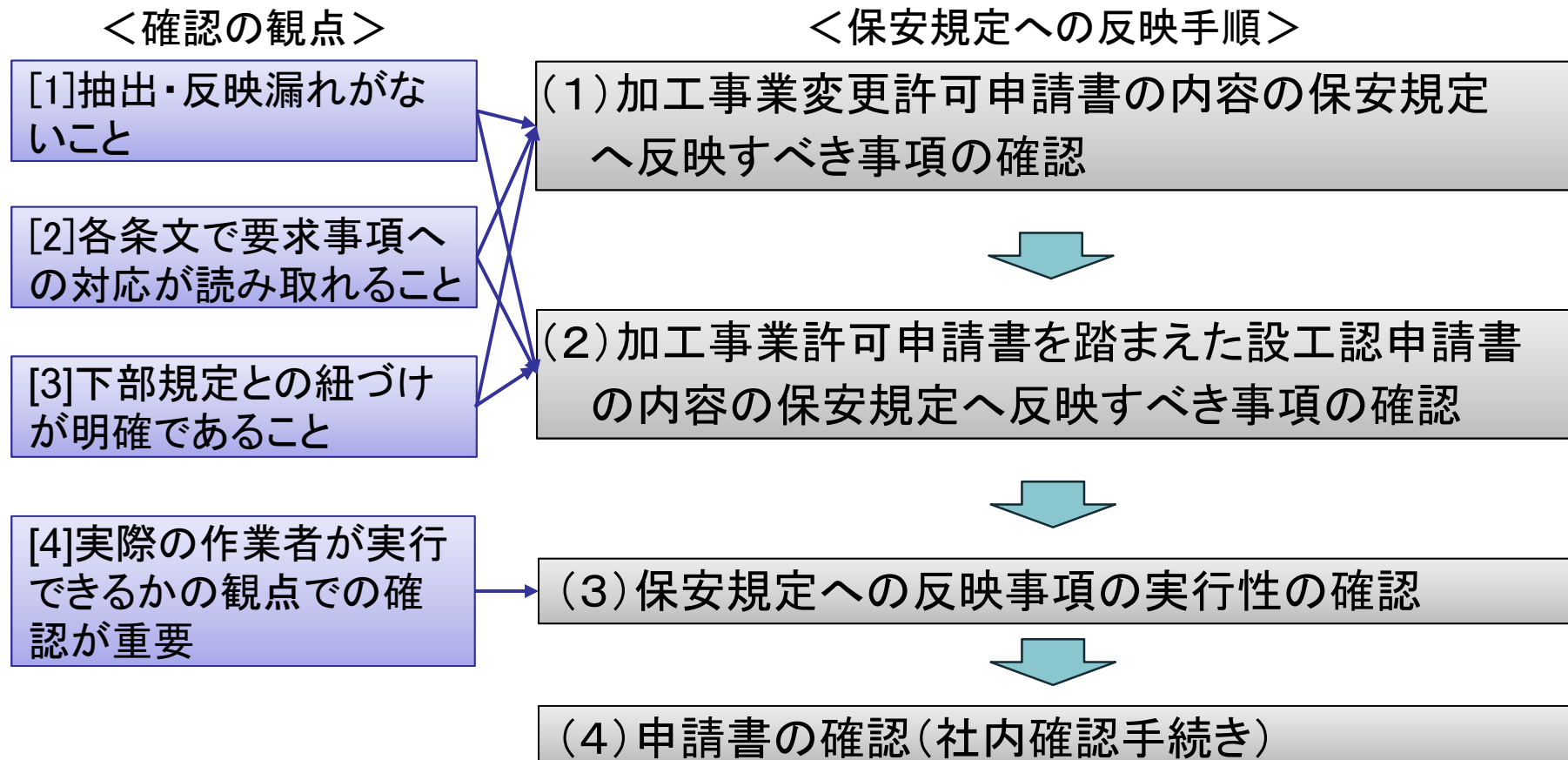
- ①事業許可／設工認から抽出した要求事項と保安規定及び下位規定への反映について整理した表(参考資料1-1、参考資料1-2)で、抽出した要求事項と反映する規定の記載の対応が取れていない。
- ②保安規定の別表や別図に記載している管理区域区分等の記載について、事業許可や設工認の図表と不整合がある。



①、②の指摘を踏まえ、事業許可／設工認から抽出した要求事項を、保安規定及び下位規定に盛り込んでいるか再点検を行い、その結果を保安規定に反映した。

# 1. 保安規定補正の概要(3)

◎本申請実施時における保安規定の反映手順のフロー



# 1. 保安規定補正の概要(4)

## ＜審査会合の指摘事項:原因と対策、対応＞

①事業許可／設工認から抽出した要求事項と保安規定及び下位規定への反映について整理した表(参考資料1-1、参考資料1-2)で、抽出した要求事項と反映する規定の記載の対応が取れていない。

### (原因)

事業許可／設工認で事業者が自ら定めた保安上の要求事項を保安規定に反映し、その具体を下部規定に定めているかという観点での確認が不十分であった。

### (対策、対応)

事業許可／設工認からの要求事項を下部規定に反映すべきレベルまで抽出しているか再確認を行うとともに、その要求事項を保安規定に反映し、具体的な方法を下部規定に定めていることを確認するために、参考資料1-1、1-2を再整理・レビューし、結果を保安規定に反映させる。

# 1. 保安規定補正の概要(5)

## ＜審査会合の指摘事項:原因と対策、対応＞

②保安規定の別表や別図に記載している管理区域区分等の記載について、事業許可や設工認の図表と不整合がある。

### (原因)

保安規定に記載した図表について、既認可から変更がない事項に関するものは、既認可の保安規定の図表から変更の必要はないと考え、事業許可／設工認に示した図表との整合の確認が十分でなかった。

### (対策、対応)

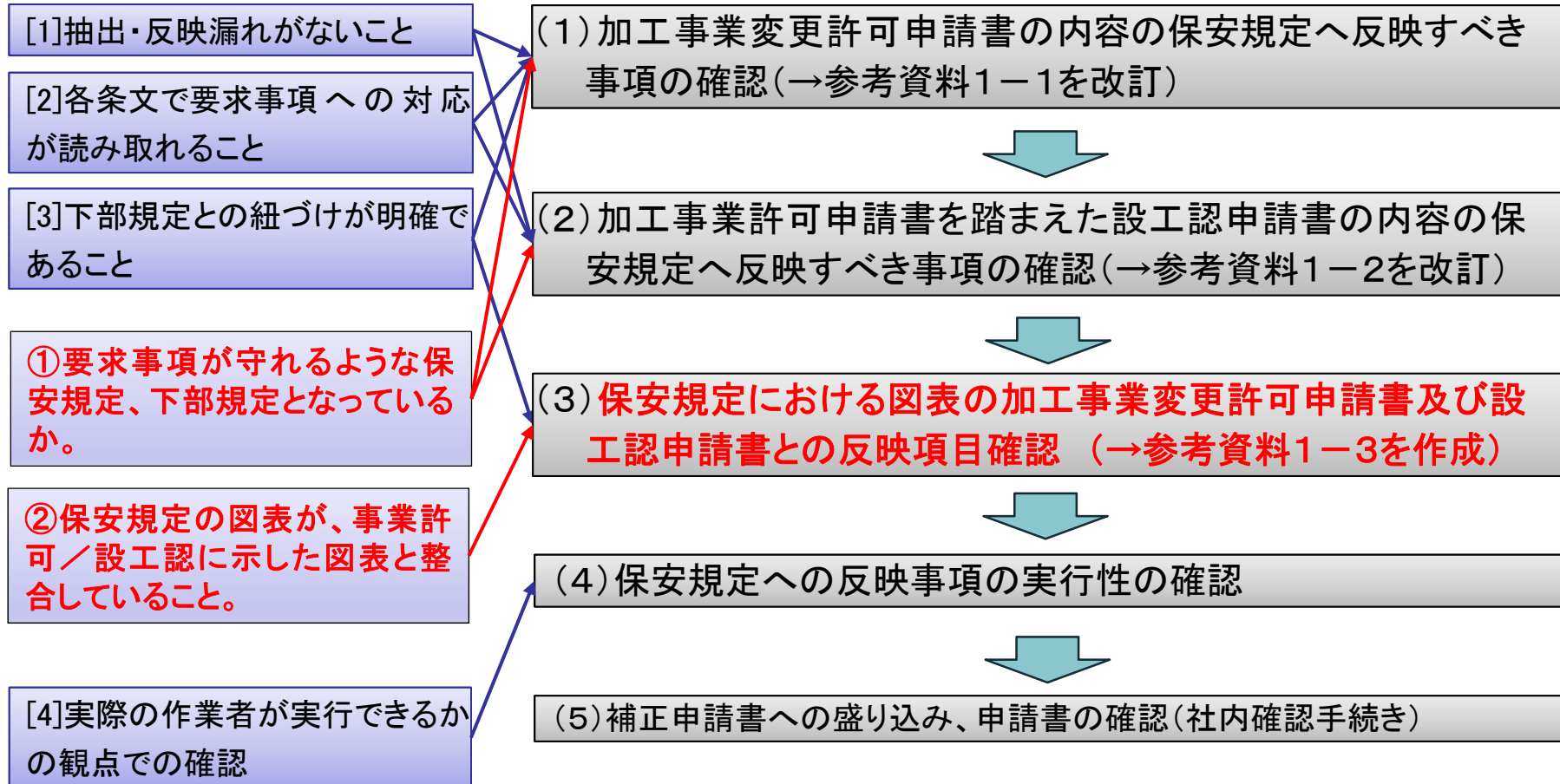
保安規定に記載した図表について、既認可から変更がない事項に関するものを含めて、改めて事業許可／設工認に示した図表との整合を対比表(参考資料1-3)を作成・レビューし確認する。結果を、保安規定及び下部規定に反映させる。

## 2. 保安規定へ反映すべき事項の抽出と反映の再点検

### ◎保安規定へ反映すべき事項の抽出と反映の再点検手順

<再点検の観点>

<再点検手順>



(赤字は、保安規定の本申請時に実施した確認フローに追加して実施した事項)



### 3. 保安規定補正の内容(1)

保安規定記載箇所	補正内容
第33条 臨界安全管理	臨界安全の観点から核燃料物質の取扱いを行わない設計としている部屋において、核燃料物質の取扱いを行わないことを明確にした記載を追加する。
別図2-(3) 管理区域及び保全区域図	保安規定の管理区域及び保全区域図を別図2-(3)～別図2-(6)に分けて、事業許可／設工認に示した内容と整合した図を記載する。
別図5 臨界安全管理の領域図	事業許可／設工認に示した範囲と整合した図を記載する。
別表4 臨界安全管理に係る制限値	核燃料物質の状態の記載について事業許可／設工認に示した記載と整合したものとする。
別表10 線量当量等の測定方法	排気口における空気中の放射性物質の濃度の測定方法に、エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定を含める。
別表21 非常時用資機材	事業許可／設工認に示した資機材の保管場所・数量と整合した記載とする。

### 3. 保安規定補正の内容(2)

保安規定記載箇所	補正内容
添付1 内部火災、資機材の配備 第14項	第2加工棟における消火活動について、屋内消火栓へのアクセスルートと屋内消火栓から各室へのアクセスルートをそれぞれ2つ以上確保することを明確にする。
添付1 内部火災 手順書の整備 第15項	第5廃棄物貯蔵棟における液体の保管廃棄の際に不燃性材料である鉄製の受け皿付きスキッドを用いる管理を行う記載を追加する。
添付1 内部火災 手順書の整備 第24項	火災が進展し、粉末消火が困難な場合に、水による消火を実施する手順を追加する。
添付1 内部火災 手順書の整備 第27項	可燃性ガスを取り扱う設備を使用する際は、平均6回/時以上の換気を行う第1種管理区域において行う記載を追加する。
添付1 外部火災 手順書の整備 第5項	危険物及び高圧ガスの運搬経路図として添1図1を追加し、実際に制限するルートを明確にする。
添付1 外部火災 手順書の整備 第7項	危険物、高圧ガス貯蔵施設の貯蔵量を最大貯蔵数量以下となるように制限する記載を明確にする。(危険物、高圧ガスの種類と最大貯蔵数量は下部規定に定める。)

(添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項)

### 3. 保安規定補正の内容(3)

保安規定記載箇所	補正内容
添付1 内部溢水、資機材の配備 第2項	溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備の排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置する記載を追加する。
添付1 竜巻 資機材の配備 第1項、第2項	竜巻防護対策を実施するために整備する固定固縛用の資機材を用いて、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固定固縛を行う記載を追加する。
添付1 竜巻 手順書の整備 第1項、第2項	竜巻注意喚起態勢／警戒態勢に至ったときの対応の記載に、気象状況の監視体制を維持して、気象状況の推移を確認し、継続又は解除を行う記載を追加する。
添付1 竜巻 手順書の整備 第2項	竜巻警戒態勢に至ったときの対応の記載に、廃棄物の保管工程で実施する固縛措置の記載を追加する。
添付1 その他 資機材の配備 第10項	非常用電源を稼働させるために必要な燃料をあらかじめ確保すること及び負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることにより、7日以上作動させる給電を維持することを明確にする。
添付1 その他 資機材の配備 第18項	非常用電源設備の冷却水凍結防止策として、冷却水に不凍液を混合する記載を追加する。

(添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項)

◎上表のほか、用語の適正化等の補正を行う。